

全視情協通信 / な い - ぶ	1997/11/20
NAIIV	No. 17
発行 発行責任者 川越 利信	
全国視覚障害者情報提供施設協議会(全視情協) (社会福祉法人 日本盲人社会福祉施設協議会 情報サービス部会)	
事務局 〒550 大阪市西区江戸堀 1 - 13 - 2 日本ライトハウス盲人情報文化センター内 Tel. 06 - 441 - 0015 Fax. 06 - 441 - 0039 E-mail: HBD00035@niftyserve.or.jp	

主 な 内 容

- 運営基準改正に向けて (川越利信) 1
 - 障害者に関する総合計画提言 2
 - 運営基準改正案 (第2次案) 3
- D A I S Y 促進委員会開催される (池田 防守) 8
- デイジー・コンソーシアム報告 (田中 徹二) 11
- 短 信 13
- 施設紹介「宮崎県立視覚障害者センター」 14
- お詫びと訂正 7

運営基準改正に向けて

会長 川越利信

「点字図書館」の運営基準改正に関しては、昨年度の岡山大会においても第2次案が提示されましたが、これは全くのたたき台で、論議を起し、検討を加えるための素案であることは言うまでもありません。

ところで今、日本障害者協議会 (J D) が「障害者に関する総合計画提言」をまとめる作業を進めています。9月に帯広で行われた全視情協大会のフォーラムにおいても確認された通り、本会も視覚障害者の情報問題に関して何らかの提言を行う必要があります。

そこで、項目だけの提言ではありますが、昨年の岡山大会と今年度日盲社協 (島根) 大会で提示された「運営基準改正案 第2次案」ならびにネットワークに関する資料をベー

スに、次の通り提言を行いました。

もちろん、提言項目は今後、全視情協において十分な検討を要します。しかし、平成10年2月上旬までには提言の内容、詳細が必要です。というのは、JDのまとめが3月には行われるためです。したがって、早急に提言項目の突っ込んだ検討の場を持たなければなりません。運営委員ならびに企画委員と文書で相談しながら、進めることになるかと思われますので、最寄りの各委員または事務局まで、意見・提言等をお寄せください。

なお参考のために「運営基準改正案 第2次案」を掲載します。

障害者に関する総合計画提言

提言団体

全国視覚障害者情報提供施設協議会（全視情協）

社会福祉法人 日本盲人社会福祉施設協議会 情報サービス部会

1. 身障法第33条「運営設置基準」について

(1) 名称

運営設置基準における「点字図書館」を、「視覚障害者情報提供施設」に改める。

(2) 音声情報

音声情報の提供を強化する基準項目を織り込む。

(3) 高度情報社会への対応

マルチメディア時代に対応できるよう、デジタル化、通信・放送等諸媒体（現行は郵送が前提）の活用を織り込む。

(4) 新設基準を地域型施設と広域型施設の二種類に分類する。

(5) 弱視者サービス基準を織り込む。

2. 現行枠組において即時対応の必要な対策

(1) ネットワークシステムの構築

国レベルの基幹事業としての「視覚障害者情報ネットワークシステム(仮称)」を至急、構築。

(2) 高度情報社会への対応

激変する高度情報社会に対応するために、郵送を主体とするサービスから、通信・放送等の諸媒体、マルチメディアを駆使した弾力的なサービスの「試み」を促進。

運営基準改正案（第2次案）

〔改訂の必要性〕

平成2年、身体障害者福祉法の改正により、法律上「点字図書館」等の名称は「視聴覚障害者情報提供施設」と変わり、「点字図書館」の名称は新たに制定された「運営基準」の中で、「視聴覚障害者情報提供施設」の1種別として残されることになった。

この「運営基準」は、昭和32年当時に定められたものだが、昭和60年には一度改正され、平成2年身体障害者福祉法第33条の改正の時点では、内容が殆ど変わらないまま今日に至っている。

昭和60年にこの基準が改正された時は、厚生省としては実情にあうよう検討されたことと思うが、改正前の身体障害者福祉法第33条の下では限界があり、かつ、平成2年に定められた現行の「運営基準」は、従前の内容とあまり変わらないため、実情にあわないところがそのまま残されてしまっている。

したがって、身体障害者福祉法第33条に基づき、情報提供施設にふさわしい運営ができるよう、視覚障害者情報提供施設の役割をも視野にいれて「運営基準」の抜本的な改正をされるよう強く働きかける必要がある。

〔要望に当たっての基本的姿勢〕

点字図書館のあり方については、以下の二つの考え方がある。

- (1) 図書の製作、貸出し等視覚障害者への情報提供のみを充実させていくべき。
- (2) 上記にとどまらず、中途視覚障害者への点字や情報機器等の指導、視覚障害者のための用具の販売、斡旋、各種相談業務等まで幅広く、いわゆる視覚障害者福祉センター的役割をも担うべき。

情報サービス部会は、整備充実にあたって、基本的かつ重要課題として、組織としてどのような方針で臨むか、早急に論議する必要がある。

ここでは、前記(1)を基本に、(2)の一部まで考えを広げてまとめた「素案」を、論議のために提示する。

〔要望事項・素案〕(下線部分が変更・追加項目)

第3章 視聴覚障害者情報提供施設

第1 種別

視聴覚障害者情報提供施設の種別は、視覚障害者情報提供施設、点字出版施設及び聴覚障害者情報提供施設とする。

(改正項目)

「視聴覚障害者情報提供施設」のうちの、「種別」の名称「点字図書館」を、「視覚障害者情報提供施設」に改める。

(説明)

現在の「運営基準」上の正式名称は、「視聴覚障害者情報提供施設」の中の「点字図書館」であり、「視覚障害者情報提供施設」という言い方は、「運営基準」上の正式名称ではなく、慣行として事実上用いられている呼び方にすぎない。この点、「聴覚障害者情報提供施設」が「運営基準」上の正式名称であるのと異なる。従来の点字図書館の枠をこえて、視覚障害者に幅広く情報提供等を展開するために、「運営基準」の上でも「点字図書館」という限定的な名称を、「視覚障害者情報提供施設」という幅の広い名称に改める必要がある。爾後、「点字図書館」の名称は、例えば「盲人情報文化センター」、「ライトセンター」などと同様にそれぞれの施設の事情によって、必要があれば個別に用いるものとする。各地域、各施設の事情で、継続して「点字図書館」の名称を使用することも自由である。

第2 視覚障害者情報提供施設

1 業務(注1)

視覚障害者情報提供施設は、点字刊行物、視覚障害者用の録音(有声)物ならびに拡大図書(注2)(以下「図書」という。)、各種資料の他、主として地域に密着した視覚障害者の生活全般に関わる情報等を提供し、視覚障害者の生活文化の向上と社会参加の促進に資するため、概ね(注3)次の業務を行う。

- (1) 点字・録音(有声)・拡大図書等の整備(製作を含む。(注4))事業
- (2) 図書等の閲覧および貸出事業(注5)
- (3) プライベート・サービス、レファレンス・サービス事業(注5)
- (4) 点訳・音声訳(注6)・拡大写本等(注7)のボランティア養成および指導事業
- (5) 読書の奨励および相談事業
- (6) 学習(注8)および文化・レクリエーション活動への支援事業
- (7) 視覚障害者用の情報機器等利用促進事業(注9)

(注1)業務の範囲を拡大するには運営基準の改正だけに止まらず、法律の改正まで必要になることも考えられるので注意を要する。

(注2)大活字本の出版拡充を前提にロービジョン対応の業務を考えるべきとの意見を踏まえ、点字刊行物と録音物に並列して拡大図書を位置づけた。

(注3)施設によっては全ての業務を実施することは、事実上、不可能なところも当然あり得るので、努力目標の意味で「概ね」としてみた。

(注4)「製作事業」は、現行の「運営基準」には何も入っていないので入れた。

(注5)「図書(点字刊行物及び盲人用の録音物)の貸出と閲覧事集」は、現行の運営基準でもあるが、各種資料、情報類を広くとらえるため、表現を変えるとともに、プライベートサービスを明記した。

(注6)現行の運営基準で「朗読」とあるものを「レコーディング・マニュアル」に基づき、「音声訳」と変えた。

- (注7)(注2)に対応する形で、ボランティア育成等の面でも取り上げた。
 なお、ボランティアの行うことは一人一人の事情に合わせた拡大写本が主体であるため、表現も「拡大写本」とした。
- (注8) 前回の案にあった「中途視覚障害者に対する点字指導」は、この中でとらえればよい。
- (注9) 前回の案にあった「視覚障害者用の各種情報機器等に係る情報の提供及び指導、訓練と斡旋」は、これで包括的にとらえればよい。

2 管理運営

- (1) 視覚障害者情報提供施設は図書を 5,000冊以上備え、教養、娯楽、雑誌等逐次刊行物、学術の諸部門を網羅し、かつ、常に新刊書を整備するように努め、図書の閲覧貸出に関し出納を明確にすること。
- (2) 他の視覚障害者情報提供施設及び視覚障害者福祉施設に付属する点字図書室等と緊密に協力し、図書の相互貸借を行い、公共図書館(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条にいう図書館)等の協力を得て視覚障害者の読書範囲の拡充を図るとともに、図書館資料の利用のための相談に応じ読書の指導及び奨励に努め図書目録の配布等により最も効率的な利用に努めること。

3 設備

- (1) 視覚障害者情報提供施設は、1,056㎡(320坪)以上の有効面積を有するものとし、必要な施設は、おおむね次のとおりとすること。なお、書庫の防火、耐火設備に留意のこと。
- | | | | | | |
|---|----------|---|---------|---|-------|
| ア | 事務室 | イ | 閲覧室 | ウ | 点字製作室 |
| エ | 録音製作室 | オ | 聴読室 | カ | 発送室 |
| キ | 書庫 | ク | 相談室 | ケ | 研修室 |
| コ | ネットワーク室 | サ | ボランティア室 | | |
| シ | 消火及び警報設備 | ス | 地域防災対策室 | | |
- (2) 視覚障害者情報提供施設には、広域ネットワークを有効に活かしつつ、各地域の情報提供施設として機能するために必要な、また、視覚障害者を中心とした地域防災対策が可能な事業用機材器具を備えること。

(説明)

情報提供施設・情報センターとして役割する設備の追加。さらに、助成金の算定の基礎とするために建物の必要面積を増加した。また、高度情報社会の中において、情報ネットワーク(てんやく広場はもとより、各種ネットワークとのネットワーク、インターネットのことも考えた)設備も加えた。

4 職員

- (1) 視覚障害者情報提供施設には、次の職員を置くものとする。
ただし、管理運営に支障がない場合には、他の職務を兼ねることができる。
- | | | |
|----------|----------|---------|
| ア 施設長 | イ 主事 | ウ 司書 |
| エ 貸出閲覧員 | オ 情報処理員 | カ 点訳指導員 |
| キ 点字製作員 | ク 音声訳指導員 | ケ 録音編集員 |
| コ 弱視者専門員 | サ 相談員 | |
- (2) 施設長は、「視覚障害者情報提供施設」施設長研修課程を修了した者のうち、次の各号の一つに該当する者でなければならないこと。
- ア 図書館法第4条に規定する司書として10年以上勤務した者
 - イ 社会福祉事業に8年以上従事した者
 - ウ 前2号に掲げる者のほか、施設長として必要な学識経験を有する者
- (3) 職員は、「視覚障害者福祉施設従事者研修」(以下、「従事者研修」という。)課程を終了した者であること。
- ア 司書は、図書館法第5条に定める資格を有する者を原則とするが、専門的業務に関し、相当の学識経験を有する者をもって、これに代えることができる。
 - イ 点訳指導員、音声訳指導員は、「点訳指導員資格認定講習会」、「音声訳指導員資格認定講習会」を終了した者であること。
 - ウ 点字製作員、録音編集員、弱視者専門員、相談員は、従事者研修の各係員研修課程を修了した者のうち、それぞれの専門的業務に関し相当の知識経験を有する者でなければならないこと。

(説明)

- (1)について：高度情報化社会の中で、情報提供施設として機能するための人員とした。呼称については、事業内容とともに検討を要する。
- (2)について：現情報提供施設(点字図書館)の問題の一つは、施設長人事のあり方にある。これを改める方策の提案とした。
- (3)について：職員は日盲社協が主催する「視覚障害者福祉施設従事者研修」課程を修了した者とする。さらに点訳指導員、並びに音声訳指導員は日盲社協並びに全視情協が主催する「点訳指導員資格認定講習会」並びに「音声訳指導員資格認定講習会」を終了した者とする。その他の担当についても、研修制度を設け、専門職にふさわしい実態を作るための提案とした。

5 閲覧料等

(1) 閲覧料

- ア 公立の視覚障害者情報提供施設については、無料としなければならないこと。
- イ その他の視覚障害者情報提供施設については、原則として無料とするが、やむを得ない場合は最少限度の実費を徴収することができること。

(2) 郵送料

郵便法（昭和22年法律第165号）第26条第1項第3号に規定する視覚障害者の福祉を増進することを目的とする施設の指定を受け、弱視者用拡大図書を含めて、利用者の負担の軽減を図ること。

なお、これによりがたい場合は、次のとおりとすること。

- ア 公立の視覚障害者情報提供施設が図書を郵送貸出する場合における発送料金は、視覚障害者情報提供施設の負担とし、返送料金は貸し出しを受ける者の負担とすること。
- イ その他の視覚障害者情報提供施設については、原則として公立の視覚障害者情報提供施設の場合と同様とするが、やむを得ない場合は発送料金を徴収して差し支えないこと。

(3) 通信料

オンライン・ネットワーク・システム等により情報を得る際の電話回線等の通信料は、公立、私立の区別なく、情報提供施設の負担とし、情報発信については利用者の負担とする。

(説明)

- (2)について：弱視者用拡大図書を視覚障害者用郵便物の扱いに入れる必要がある。弱視者は100万人いるといわれている。
- (3)について：新たに加えた項目。将来の情報提供施設は、相当高額な通信料が必要になるものと見込まれる。したがって対策が必要。

お詫びと訂正

NAIIV第16号の「国立国会図書館のホームページに『全国の点字図書・録音図書製作速報』掲載」の記事で、ホームページへのアドレスが一部間違っておりましたのでお詫びして訂正いたします。

正しくは、<http://www.ndl.go.jp/sitosoku/index.html>です。

「jp.」となっておりましたが、ピリオドが不要でした。

DAISY促進委員会開催される

デジタル音声情報システム(DAISY)促進委員会
事務局長 池田 防守

DAISY(ページ-)促進委員会とは

10月14日、東京都新宿区の戸山サンライズにて第4回デジタル音声情報システム(DAISY)促進委員会が開催されました。前回の7月18日以来3ヶ月の間に、重要な出来事が重なり、その報告と今後の対応に関し、建設的意見が熱心に交わされました。

DAISY促進委員会は昨年7月に、次世代デジタル録音図書の研究開発実用化を促進するため発足しました。委員長は板山賢治 日本盲人社会福祉施設協議会理事長が当たられ、以下の委員で構成されています。

川越 利信氏：全国視覚障害者情報提供施設協議会 会長
田中 徹二氏：日本点字図書館 常務理事・館長
村谷 昌弘氏：日本盲人会連合 会長
山内 繁 氏：国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所 所長
林 正義氏：全国盲学校長会 会長
酒川 玲子氏：日本図書館協会 事務局長
河村 宏 氏：日本障害者リハビリテーション協会 情報センタ - 次長
金子 元昭氏：シナノケンシ株式会社 取締役副社長

専門委員会とは

促進委員会の下に専門委員会が設置されており、研究開発普及のための実務を担っています。専門委員長は河村宏氏で、全視情協関係では、録音委員会から村井晶人氏、河合和美氏、天野繁隆氏が委員として活躍されています。なお、この専門委員会には、スウェーデンや英国など海外のサービス提供機関や世界盲人連合、欧州盲人連合などユーザー団体からの委員も参加しています。事務局はプレクスター株式会社(東京・八重洲)内にあり、事務局長は池田防守 常務取締役が当たっています。

国際標準の成立

今回の促進委員会は、まず、今年前半に世界30ヶ国で実施されましたDAISY/PlexTalkフィールドテストの国際総括評価会議(7月19・20日、東京)の、世界各国機関からの「好意的受け止め」。さらに8月末コペンハーゲンにて開催されたDAISYコンソーシアム会議、国際図書館連盟(IFLA)大会でDAISYの国際標準として成立。そして9月末の全視情協帯広大会では、音声情報分科会での集中処理センター構想に関わる現状把握のためのアンケート結果報告、フィールドテスト結果報告と実用化への課題に関する討議がなされました。これら国の内外での一連の動きを踏まえ、いよいよ国内での実用化促進のため、今後どう活動すべきかが中心議題でありました。

「英知を世界の仲間から」

冒頭、板山委員長より、委員会の一つの目標であった国際標準の確立が成されたことに関し、各委員・各館・各機関の、今日までの協力・努力に対し感謝が述べられました。特に河村委員に対しては、国際標準成立に際して、その卓越した見識と情熱、広い人脈で世界をリードした功績。シナノケンシノプレクスター社に対しても、その開発技術力と社会貢献に対し謝辞がありました。さらに国際総括評価会議のあとの報告会の中では、世界のスピーカ - から、日本が中心的推進力となり進めた開発に対し、異口同音に賞賛の声をいただきました。それは、「ユーザーと共に」「現物で確認しながら」「英知を世界の仲間から」でありました。

デジタル録音図書の目的の再確認

ユーザーニーズは多様化・スピード化しています。それへの対応力向上がサービス提供サイドの使命であり、実現していかなければユーザーの支持を失ってしまいます。

アナログテープからデジタル化する目的は、以下のとおりです。

1. 情報化社会の中で、視覚障害者の読書環境を、晴眼者により近づける。(読みたいところが素早く読める。本の概要を拾い読みで把握できる。ページで開ける。しおりを付けられる。かさばらない。速読できる。)
2. 視覚障害者の自立・社会参加に欠かせない、生活情報、専門情報へのアクセス性、即時性を画期的に向上させるため、図書情報も世界標準・マルチメディア化させる基盤作り。
3. 日々経時劣化が進行し、貴重な図書財産が失われていく、マスターテープの救済。トータルシステムのデジタル化で業務効率が向上。ニーズの多様化への対応力をつける。

デジタル録音図書製作方法

デジタル録音図書の製作には二つの方法があります。

1. 各館にて現在蔵書として保管しているマスターテープのデジタルへの変換。
2. 今後新規製作する録音図書のデジタル化。

これら二つに関して説明します。

(1) マスターテープのデジタル変換

テープ再生音をパソコンに入力。デジタル変換されます。編集、検索データの付加、CD-R 書込機にてCD-R ディスクに書込みます。これがマスターとなります。

(課題)

効率をあげることが重要。現在のスピードは2倍速再生。4倍以上にスピードアップするにはパソコンを2台、3台と並列運転することが現実的。ただし、機材費がかかる。そこで、全国各館が個々やるより、重複を避け、どこかで集中してこの作業を進めた方が合理的である。これが集中処理センター構想である。個々の

館でかかる費用をどのように集中させられるかがポイント。効率良い変換方法は日本点字図書館、シナノケシシ(株)で研究中。

(2) 新規製作

二つの方法があります。

従来通りカセットテープにて完成させる。そのあと上記(1)と同じように変換。パソコンにマイクで直接録音。そこで編集し、CD-Rディスクに書き込む。校正者とのやりとりはMO(光磁気ディスク)を使用。

(課題)

上記からはじめ、次第にに移行していくことが現実的と思われます。まず各館でパソコン、CD-Rドライブ、MOドライブが必要。貸出のコピーもCDコピー機がカセットテープコピー機に近い価格まで低下。生CD-Rディスクも300円前後に下落し、ますます有利に。

実用化への取り組み

今回の促進委員会では以下のことが話し合われました。国際標準ができたことにより、今後、一般公共図書館、学校、リハビリテーションセンターなどへの展開を図り、実用化を進める。

具体的項目は以下のようです。総合的に進める必要があります。

年間研修計画と予算化。地域研修。製作ボランティアの研修。各施設長の理解度向上のための研修も。わかりやすい資料。必要機材リストと予算額。日常生活用具への指定運動。厚生省や自治体へのPR活動・説明資料の充実。集中処理センターへの理解向上。点字・音声を包括した情報ネットワークの構築推進。

DAISYソフトのより使いやすいソフトへの改良開発。簡易操作盤(パソコン操作が苦手でも、テープデッキ感覚で操作可能)の低価格化。Plextalkの発売予定(来年4月)に向けてニーズの高い図書・情報からのCD化を推進。図書製作能力強化に向け専門委員会の拡充強化。

事室局へのお問い合わせ

さまざまなことへのお問い合わせは、

プレクスター株式会社 (担当: 池田、村上、赤羽、坪)

〒103 東京都中央区八重洲1-4-21

共同ビル(東京駅前)8階

(東京駅八重洲北口から3分。共同ビルは、1階が福岡シティ銀行です。)

TEL 03-3517-8061

FAX 03-3517-8065

デジタル録音、テープからの変換、Plextalkなどの体験、研修が可能です。

ディジー・コンソーシアム報告

全視情協 副会長 田中 徹二

はじめに

8月24、25日の両日、コペンハーゲン市内のアドミラル・ホテルで、臨時コンソーシアム会議が開催されました。私は、日本障害者リハビリテーション協会（リハ協）の河村宏さんから「国際図書館連盟（IFLA）の盲人図書館セクション（SLB）のエキスパート・ミーティングに出るのなら、ぜひ全視情協の代表として参加してほしい」と言われ、コンソーシアムの正式メンバーである全視情協からだれも行かないのなら、と思い参加しました。

河村さんの説明では、これまでのコンソーシアムには全視情協機械化委員会委員長でもあった河村さんが代表として加わっていましたが、今回のコンソーシアムでリハ協が正式メンバーとして加入が認められるので、4月からリハ協の職員になっている河村さんは、リハ協の代表として出たいということでした。

これまで、ディジー・コンソーシアムについては、私も含めて皆さんあまり詳しい説明を受けておられなかったと思いますので、今回の報告を兼ねて、私のわかる範囲でお知らせいたします。

コンソーシアムの成立

平成7年12月に、ディジーの開発を促進するために、財政的な援助を目的にしたコンソーシアムを結成しようということが、イギリス、スウェーデン、日本などによって決められたようです。そして、正式には昨年7月、長野県のシナノケンシ株式会社で、英国盲人援護協会・スウェーデン盲人図書館・河村宏さん（当時は東京大学総合図書館）・シナノケンシ株式会社（プレクストークを開発しているプレクスター株式会社の親会社）などが集まり、結成されました。このとき、日本代表は全視情協ということで、川越会長が参加しています。

コンソーシアムは半年に1回開くことになっており、今年の春はスイス、そして今回の臨時コンソーシアムが開催されたわけです。次回は、10月にスペインのマドリードで開かれます。

今回のコンソーシアムで、リハ協とアメリカのレコーディング・フォア・ザ・ブラインド・アンド・ディスレクシク（RFB&D、昔のRFB）の加入が認められましたので、正式メンバーは10か国になりました。しかし、オーストラリアとニュージーランドは、両国で共同組織を作って1か国分として加盟していますので、国名では11か国となります。デンマーク、スウェーデン、スイス、ドイツ、オランダ、イギリス、スペイン、アメリカ、日本、オーストラリア&ニュージーランドで、このほかにアソシエート・メンバーとして、カナダ、ノルウェー、フィンランド、オランダ盲人図書館が加わっています。

なお、日本は全視情協とリハ協が入っていますが、正式な国の代表者はリハ協の河村さんです。したがって、全視情協としては、これまで以上にコンソーシアムの動向について情報を得るように努める必要があると思います。

コンソーシアムの会費

会費は、今のところ1か国総額12万米ドルです。平成8年から11年の4年間に、1年3万ドルずつ、その年の10月までに支払うことになっています。第1回の支払いは昨年終っており、全視情協が書籍特別会計から342万円余を支出しています。

今後の9万ドルについては、河村さんの話では、リハ協が平成9年、10年の2年間分6万ドルを払うので、最後の3万ドルは全視情協が平成11年10月までに支払ってほしいということでした。

帯広の運営委員会、施設長会議では、平成11年秋までに預金して支払うということになりました。

なお、コンソーシアムの会費は、専従事務局長の給料、事務局経費、それにデイジーのプロ用バージョンの開発費などに当てられます。また、アソシエート・メンバーの会費は1年2万ドルです。

プロジェクト・マネージャーの選出

今回のコンソーシアムの最も重要な決定事項は、専従事務局長であるプロジェクト・マネージャーの選挙でした。3人が立候補し、10か国の代表が無記名で投票しました。立候補したのは、英国盲人援護協会のクリス・デー氏、オランダ盲学生図書館（氏名は失念）、RFB&Dのジョージ・カーシャー氏で、それぞれの施設の責任者が本人を紹介し、一人約30分の選挙演説がありました。投票の結果は、ジョージ・カーシャー氏6票、オランダ盲学生図書館3票、クリス・デー氏1票で、カーシャーさんが過半数を超えたので、1回の投票で終わりました。

カーシャーさんは40代後半で、最近まではある程度見えていたようですが、今はほとんど見えない状態の人です。鼻までの超ロング・ケインを使っており、コンピュータはたいへん詳しく、選出されたあとの発言は極めて積極的でした。10月、マドリードのコンソーシアムから正式にマネージャーとして活動を始めます。因みに、年俸は事務局経費も含めて11万ドルの予定です。

また、マドリードではカーシャーさんを含めた常任委員を決めることになっていますが、河村さんは常任委員になる予定です。

今回の会議内容

8月24日の1日目は、午前と午後にかけてマネージャーの選挙があり、その後は会計委員会からの財政報告と提案、コミュニケーション委員会からの提案、技術小委員会からのセミプロ・バージョン1.1（すでに配布されている）についての提案、デジタル録音図書標準化委員会及びワーキング・グループへの代表者推薦、そのほかヨーロッパ・グループからデイジーのプロ用バージョン、セミプロ・バージョンについて細かな提案がありました。

1日目が決議事項だったのに対し、25日の2日目は、報告事項が主でした。内容は、

技術小委員会からデイジーの編集・アクセスについて、プレクストークのフィールド・テストについて、東京で開かれたワーキング・グループによるデジタル図書館のプロジェクトについて、シグツナ・プロジェクト（リハ協の障害者保健福祉研究システム事業）について、そのほか資金作りについて、これからのタイム・テーブルについてなどが話し合われました。

それぞれについての詳細な内容は、コンソーシアムの一員として常に関わっていないと理解できないもので、私も河村さんなどから聞いてはいましたが、おおよそのことしかわかりませんでした。

短 信

委員会開催状況

10月 8日(水)～ 9日(木) 録音委員会(東京)

内容：音訳講習会開催準備、委員長交代に伴う引継、等

10月14日(火)～ 15日(水) サービス委員会(東京)

内容：実態調査集計作業、等

11月 5日(火)～ 7日(木) 点訳委員会(岐阜)

内容：講習会のアンケート結果検討、「校正問題集」編集作業、「点訳のてびき」ダイジェスト版発行について、等

録音委員会委員長交代

11月1日付で録音委員会の委員長が、日本ライトハウス盲人情報文化センターの村井晶人氏から、名古屋盲人情報文化センターの河合和美氏に、交代します。村井さんには今後、ネットワーク委員会をお手伝いいただくことになっています。

サービス委員会に内山敏子氏、復帰

11月1日付で、サービス委員会に視覚障害者生活情報センターぎふの内山敏子氏が加わります。内山さんは昨年度まで同委員会のメンバーでしたが、この度、再度お手伝いいただけることになりました。

点訳委員会に新委員

点訳委員会は現在、2名欠員の状態で、委員6名で活動中ですが、11月1日付けで、京都ライトハウス点字図書館の矢部弘毅氏が新しく委員に加わってくださることになりました。どうぞよろしくお願ひします。

今後の予定

11月25日(火)～ 27日(木) 第16回音訳指導技術講習会(大阪)

12月 9日(火)～ 10日(水) サービス委員会(東京)

施設紹介

「宮崎県立視覚障害者センター」

宮崎県立視覚障害者センター

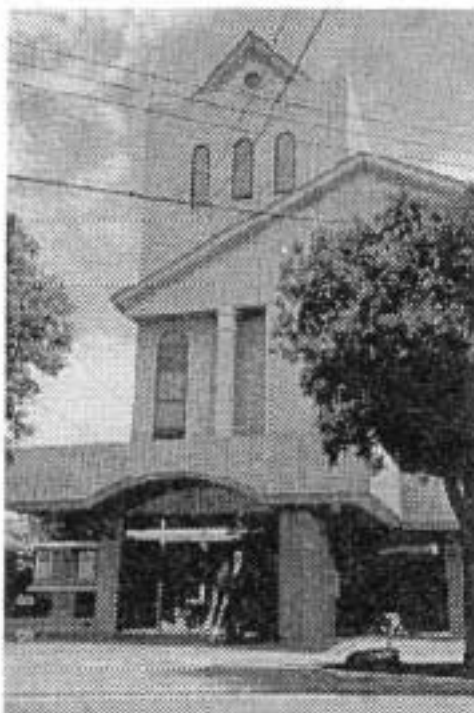
所長 松浦哲也

1 施設の移転整備

平成7年4月に施設を新築移転、名称を「宮崎県盲人福祉館 点字図書館」から「宮崎県立視覚障害者センター」に改称。それまで宮崎市郊外の交通不便な所にあつたため、特に利便性と安全性を要望して、宮崎県視覚障害者福祉協会（注）が、平成3年5月に新築移転の請願書を県議会に提出、署名運動等も行い、この請願が採択されて市の中心地に移転の運びとなったという経過があります。

（注）宮崎県視覚障害者福祉協会：設置主体は宮崎県、運営は財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会が行っている。

建物の1階が「視覚障害者センター」、2階が「聴覚障害者センター」、いわゆる視聴覚情報提供施設としてあり、3階が「消費生活センター」となっていて、全体を「宮崎県生活情報センター」と称し、点字ブロックと音声誘導システムの視障者専用の玄関があります。多くの人の意見を取り入れましたが、OA室のスペースをもっと広くしておけばよかったと後悔しています。



視覚障害者センターの各室は次のとおりです。

事務室	ボランティア室
閲覧・対面朗読室	録音室
調理実習室	相談・談話室
研修室	OA室
製版印刷室	書庫・発送室
その他	（1階総面積は859.55㎡）

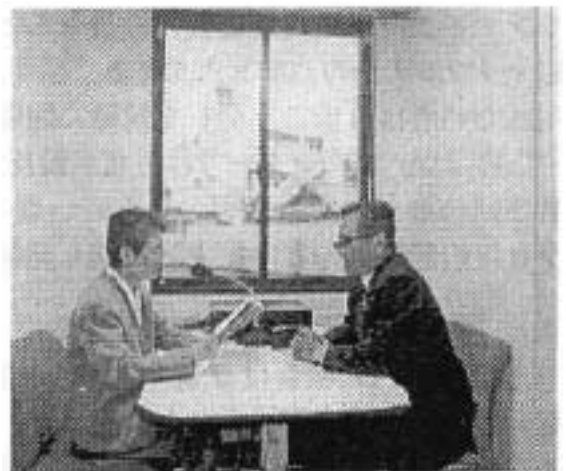
主な機器および備品等は以下のようになっています。

てんやく広場システム JBニュースシステム 点字製版印刷システム
図書管理システム 点訳パソコン（IBM：20台）
視障者専用パソコン（NEC（VSU）：11台、AOK：4台）
録音デッキ 録音室（3室） 点字プリンター（3台）
拡大読書機 三療研修用ベッド（4台）



2 アクション・プログラムの情報提供

この「視覚障害者センター」の移転整備の経過からもおわかりのように、「視障者のための施設」というより「視障者の施設」、視障者自身の施設という意識がどこよりも強いといえるかもしれません。したがって当センターは、情報提供施設として、図書の出借、図書づくり、レファレンスサービス、プライベートサービス、対面朗読、てんやく広場、点訳・朗読奉仕員養成講習、盲人用具あっせん等、全国平均の業務を実施していると思っておりますが、一方で、特に視覚障害者福祉に関するアクション・プログラムの情報の一つとして、「広報みやざき」を発刊しています。



閲覧室（対面朗読スペース）

この情報誌は、県内の視障者を対象に、月刊で点字版とテープ版があります。どうして

も受け身になりがちな視障者に、それが読まれても読まれなくても定期的に届ける新聞的情報と言ってもよく、当センターからの情報提供の「核」となっています。その情報内容は、県広報、盲界ニュース、視障センターだよりからなり、福祉サービスや各種行事案内等を慎重に選択し掲載し、これが、生きた情報として積極的に活用され、そして、視障者の福祉と文化の向上につながることを期待しています。

3 情報提供と施設利用（例）

（１）木曜教室

県内の中途失明者 20～30 名が、毎週木曜日に当センターに集い、点字やワープロを学習したり、歩行訓練、調理実習をしたり、「失明後をいかに生きるか」など、生きがい対策についてグループ・カウンセリングをしたり、レクリエーション活動も盛んです。この事業はもう 10 年以上続いています。

（２）パソコン教室

毎月第 3 日曜日に、研修室でパソコンの基礎理論と技術を研修。AOK 4 台、NEC（V S U）システム 11 台、計 15 台と各種ソフトを教材に、時には中央から専門家を招き、最新の情報と技術を取り入れています。会員 20 数名。

（３）宮視協文芸くらぶ

宮崎県視覚障害者福祉協会文芸くらぶでは、毎年、機関誌「文芸作品集」点字版、テープ版、墨字版を発行。今年で第 8 号。短歌、俳句、川柳、詩、エッセイなどを掲載。約 30 名が参加。日盲連文芸大会厚生大臣賞、全国心身障害者創作の部入賞、九州芸術祭文学賞をはじめ、秀作が多く、自費出版した者も 8 名いる。当センターで例会を開催したり、創作意欲も活発である。機関誌の墨字版を、毎回、宮崎県立図書館の蔵書として寄贈している。

（４）健康マラソン、国際盲人マラソン大会

第 1 回世界盲人マラソン大会が、平成 4 年 12 月に宮崎市で、世界 21ヶ国 42 名の盲人ランナーを招いて開催され、3 km、5 km、10 km、フルマラソンコースを走った。今年は第 6 回国際盲人マラソン大会が開かれるため、県内の視障者は、日曜日ごとにボランティア（宮崎伴走協会）の皆さんと走っています。県内の大会、第 11 回ふれあい健康マラソン大会の点字案内文書を、ボランティアと一緒に、当センターから発送しました。走れない者は「歩こう会」を同時に開催します。

このほか、当センターでは、点字競技会、将棋・連珠・オセロ大会、生け花・料理教室、各種研修会や会議を開催。さらに、歌と演奏発表会、各種スポーツ、文化・レクリエーションの開催案内と事業実施状況を発信しています。

4 「福祉法」に基づく施設として

当センターの職員は 5 名ですから、行政、ボランティア、ガイドヘルパー、視障者の相互の理解と協力が得られなくしては、施設の機能を十分に発揮することはできません。また、職員の立場から、適正な業務分掌はどうあるべきか、全国的には、図書づくりのあり方、ネットワーク化、および中央と地域における施設の役割分担等、そのあり方を見直して改善していく必要があります。そして、多メディア・多チャンネルの技術革新時代に即応した情報提供施設でありたいと願っています。